

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定案の概要

令和元年12月に閣議決定した「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」について、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、名称を「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」とした上で、所要の改正を行う。

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

地震・津波被災地域

○ 被災者支援

(心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等)

被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化
する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続。

○ 住まいとまちの復興

- 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業
復興交付金廃止に伴い、別の補助事業により支援。
補助率嵩上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅
の管理開始後10年間継続。
- 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用
造成宅地や移転元地等の活用について、計画から
活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。
これにより、政府全体の施策の総合的な活用を図り、
被災地方公共団体の取組を後押し。

○ 産業・生業の再生

- 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援
販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、
第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を支援。

※原子力災害による被害を受けた事業者についても支援

➤ 水産業の支援

被災地の中核産業である水産業について、漁場の
がれき撤去等による水揚げ回復、水産加工業における
販路回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援。

○ 地方創生との連携強化

人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方
創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要。
復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化。

※避難指示解除地域の復興・再生に向けても連携

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定案の概要

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

原子力災害被災地域

- **事故収束(廃炉・汚染水対策)**
ALPS処理水について、先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論。
- **帰還・移住等の促進、生活再建等**
 - **避難指示解除地域における移住等の促進**
帰還促進と併せ、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、交付金により地方公共団体や移住・起業する個人を支援。
 - **避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備**
社会資本整備総合交付金(復興枠)による総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続。
 - **帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組**
特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備。
同拠点区域外について、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化。

- **国際教育研究拠点の整備**
福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成、産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設。
復興推進会議決定に基づき推進。
- **営農再開の加速化**
福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援。
- **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進。
食品等に関する出荷規制等について、知見やデータの蓄積を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証。
検証結果等について、分かりやすく情報発信。
※ 福島県のみならず規制の残る地域全体を対象

事業規模と財源

平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源は、32.9兆円程度。

組織

- 復興庁の設置期間は令和13年3月31日まで延長。
- 岩手・宮城の復興局の位置を釜石市・石巻市に変更。
- 復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有。